

登米市下水道事業経営戦略 新旧対照表

項	新 (案)	旧 (素案)	修正理由																																																																																																																											
9	<p style="text-align: center;">表 2-4 浄化槽設置基数等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>設置基数</th> <th>うち高度処理型浄化槽</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>～H16</td><td>249 基</td><td>119 基</td></tr> <tr><td>H17</td><td>91 基</td><td>38 基</td></tr> <tr><td>H18</td><td>104 基</td><td>28 基</td></tr> <tr><td>H19</td><td>94 基</td><td>25 基</td></tr> <tr><td>H20</td><td>98 基</td><td>18 基</td></tr> <tr><td>H21</td><td>82 基</td><td>23 基</td></tr> <tr><td>H22</td><td>75 基</td><td>21 基</td></tr> <tr><td>H23</td><td>113 基</td><td>32 基</td></tr> <tr><td>H24</td><td>150 基</td><td>30 基</td></tr> <tr><td>H25</td><td>117 基</td><td>17 基</td></tr> <tr><td>H26</td><td>128 基</td><td>18 基</td></tr> <tr><td>H27</td><td>126 基</td><td>10 基</td></tr> <tr><td>H28</td><td>102 基</td><td>12 基</td></tr> <tr><td>H29</td><td>97 基</td><td>13 基</td></tr> <tr><td>H30</td><td>81 基</td><td>6 基</td></tr> <tr><td>R1</td><td>76 基</td><td>7 基</td></tr> <tr><td>R2</td><td>80 基</td><td>9 基</td></tr> <tr><td>R3</td><td>86 基</td><td>19 基</td></tr> <tr><td>小計</td><td>1,949 基</td><td>445 基</td></tr> <tr><td>寄贈</td><td>99 基</td><td>-</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,048 基</td><td>445 基</td></tr> </tbody> </table>	年度	設置基数	うち高度処理型浄化槽	～H16	249 基	119 基	H17	91 基	38 基	H18	104 基	28 基	H19	94 基	25 基	H20	98 基	18 基	H21	82 基	23 基	H22	75 基	21 基	H23	113 基	32 基	H24	150 基	30 基	H25	117 基	17 基	H26	128 基	18 基	H27	126 基	10 基	H28	102 基	12 基	H29	97 基	13 基	H30	81 基	6 基	R1	76 基	7 基	R2	80 基	9 基	R3	86 基	19 基	小計	1,949 基	445 基	寄贈	99 基	-	合計	2,048 基	445 基	<p style="text-align: center;">表 2-4 浄化槽設置基数 (平成 17 年度～)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>設置年度</th> <th>設置基数</th> <th>うち高度処理型浄化槽</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H17</td><td>91 基</td><td>38 基</td></tr> <tr><td>H18</td><td>104 基</td><td>28 基</td></tr> <tr><td>H19</td><td>94 基</td><td>25 基</td></tr> <tr><td>H20</td><td>98 基</td><td>18 基</td></tr> <tr><td>H21</td><td>82 基</td><td>23 基</td></tr> <tr><td>H22</td><td>75 基</td><td>21 基</td></tr> <tr><td>H23</td><td>113 基</td><td>32 基</td></tr> <tr><td>H24</td><td>150 基</td><td>30 基</td></tr> <tr><td>H25</td><td>117 基</td><td>17 基</td></tr> <tr><td>H26</td><td>128 基</td><td>18 基</td></tr> <tr><td>H27</td><td>126 基</td><td>10 基</td></tr> <tr><td>H28</td><td>102 基</td><td>12 基</td></tr> <tr><td>H29</td><td>97 基</td><td>13 基</td></tr> <tr><td>H30</td><td>81 基</td><td>6 基</td></tr> <tr><td>H31 (R1)</td><td>76 基</td><td>7 基</td></tr> <tr><td>R2</td><td>80 基</td><td>9 基</td></tr> <tr><td>R3</td><td>86 基</td><td>19 基</td></tr> <tr><td>計</td><td>1,700 基</td><td>326 基</td></tr> </tbody> </table>	設置年度	設置基数	うち高度処理型浄化槽	H17	91 基	38 基	H18	104 基	28 基	H19	94 基	25 基	H20	98 基	18 基	H21	82 基	23 基	H22	75 基	21 基	H23	113 基	32 基	H24	150 基	30 基	H25	117 基	17 基	H26	128 基	18 基	H27	126 基	10 基	H28	102 基	12 基	H29	97 基	13 基	H30	81 基	6 基	H31 (R1)	76 基	7 基	R2	80 基	9 基	R3	86 基	19 基	計	1,700 基	326 基	<p>・平成 17 年度以降の設置基数を表記していたが、8 ページ記載の管理基数 2,048 基と合わないことから、平成 16 年度以前の設置基数と寄贈の基数を追記</p>
年度	設置基数	うち高度処理型浄化槽																																																																																																																												
～H16	249 基	119 基																																																																																																																												
H17	91 基	38 基																																																																																																																												
H18	104 基	28 基																																																																																																																												
H19	94 基	25 基																																																																																																																												
H20	98 基	18 基																																																																																																																												
H21	82 基	23 基																																																																																																																												
H22	75 基	21 基																																																																																																																												
H23	113 基	32 基																																																																																																																												
H24	150 基	30 基																																																																																																																												
H25	117 基	17 基																																																																																																																												
H26	128 基	18 基																																																																																																																												
H27	126 基	10 基																																																																																																																												
H28	102 基	12 基																																																																																																																												
H29	97 基	13 基																																																																																																																												
H30	81 基	6 基																																																																																																																												
R1	76 基	7 基																																																																																																																												
R2	80 基	9 基																																																																																																																												
R3	86 基	19 基																																																																																																																												
小計	1,949 基	445 基																																																																																																																												
寄贈	99 基	-																																																																																																																												
合計	2,048 基	445 基																																																																																																																												
設置年度	設置基数	うち高度処理型浄化槽																																																																																																																												
H17	91 基	38 基																																																																																																																												
H18	104 基	28 基																																																																																																																												
H19	94 基	25 基																																																																																																																												
H20	98 基	18 基																																																																																																																												
H21	82 基	23 基																																																																																																																												
H22	75 基	21 基																																																																																																																												
H23	113 基	32 基																																																																																																																												
H24	150 基	30 基																																																																																																																												
H25	117 基	17 基																																																																																																																												
H26	128 基	18 基																																																																																																																												
H27	126 基	10 基																																																																																																																												
H28	102 基	12 基																																																																																																																												
H29	97 基	13 基																																																																																																																												
H30	81 基	6 基																																																																																																																												
H31 (R1)	76 基	7 基																																																																																																																												
R2	80 基	9 基																																																																																																																												
R3	86 基	19 基																																																																																																																												
計	1,700 基	326 基																																																																																																																												
17	<p>⑥施設利用率</p> <p style="text-align: right;">(単位: %)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>公共</th> <th>特環</th> <th>農集</th> <th>特排</th> <th>個排</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>登米市</td><td>40.4</td><td>66.6</td><td>42.4</td><td>51.0</td><td>45.5</td></tr> <tr><td>類似団体</td><td>48.2</td><td>42.3</td><td>54.5</td><td>56.5</td><td>46.4</td></tr> <tr><td>全国平均</td><td>60.0</td><td>42.6</td><td>61.1</td><td>56.8</td><td>46.7</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">※個排の類似団体、全国平均は令和 2 年度の値</p> <p style="text-align: center;"> — 全国平均 — 類似団体 — 登米市 </p>		公共	特環	農集	特排	個排	登米市	40.4	66.6	42.4	51.0	45.5	類似団体	48.2	42.3	54.5	56.5	46.4	全国平均	60.0	42.6	61.1	56.8	46.7	<p>⑥施設利用率</p> <p style="text-align: right;">(単位: %)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>公共</th> <th>特環</th> <th>農集</th> <th>特排</th> <th>個排</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>登米市</td><td>40.4</td><td>66.6</td><td>42.4</td><td>51.0</td><td>45.5</td></tr> <tr><td>類似団体</td><td>48.2</td><td>42.3</td><td>54.5</td><td>56.5</td><td>228.9</td></tr> <tr><td>全国平均</td><td>60.0</td><td>42.6</td><td>61.1</td><td>56.8</td><td>224.1</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"> — 全国平均 — 類似団体 — 登米市 </p>		公共	特環	農集	特排	個排	登米市	40.4	66.6	42.4	51.0	45.5	類似団体	48.2	42.3	54.5	56.5	228.9	全国平均	60.0	42.6	61.1	56.8	224.1	<p>・個排の類似団体、全国平均の値について、特異な値となっていることから、令和 2 年度の値を記載</p>																																																																											
	公共	特環	農集	特排	個排																																																																																																																									
登米市	40.4	66.6	42.4	51.0	45.5																																																																																																																									
類似団体	48.2	42.3	54.5	56.5	46.4																																																																																																																									
全国平均	60.0	42.6	61.1	56.8	46.7																																																																																																																									
	公共	特環	農集	特排	個排																																																																																																																									
登米市	40.4	66.6	42.4	51.0	45.5																																																																																																																									
類似団体	48.2	42.3	54.5	56.5	228.9																																																																																																																									
全国平均	60.0	42.6	61.1	56.8	224.1																																																																																																																									

<p>26</p>	<p>4-5 不明水への対策</p> <p>汚水処理水量と有収水量の差が不明水となります。下水道事業においては、マンホールからの雨水の流入や管渠の接合部分などからある程度の地下水などの不明水が流入することは、<u>やむを得ないこと</u>です。しかしながら、<u>令和3年度決算における全事業の汚水処理水量に対する有収水量の割合（有収率）は 80.5%で、不明水の割合が 19.5%と全国平均よりも高い状況です。特に、公共下水道事業で不明水の割合が高く、33.0%となっています。</u></p> <p>不明水を処理するために不要な経費がかかることから、不明水の削減に取り組む必要があります。</p> <p>4-6 適切な下水道使用料の設定と維持管理費の削減</p> <p>全国的な傾向と同様に、本市においても人口減少が予測されることから、下水道使用料収入は減少が予想されます。使用料単価は、公共下水道事業を除き全国と同程度もしくは低くなっています。一方、汚水処理原価は全国平均や<u>類似団体平均</u>よりも高くなっており、収支の均衡がとれていない状態です。</p> <p>処理施設の包括的民間委託の導入の検討など、更なる維持管理費の削減を進めるとともに、下水道使用料の適正化を図り、国で示す繰出基準に基づかない、いわゆる基準外繰出金の一般会計繰出金に頼ることなく、独立採算経営ができるよう収益と費用のバランスを改善する必要があります。</p>	<p>4-5 不明水への対策</p> <p>汚水処理水量と有収水量の差が不明水となります。下水道事業においては、マンホールからの雨水の流入や管渠の接合部分などからある程度の地下水などの不明水が流入することは、<u>やむを得ないことではあるものの、令和3年度決算における本市の全事業の有収率は 80.5%と、全国平均よりも低い状況です。特に、公共下水道事業で低く、67.0%となっています。</u></p> <p>不明水を処理するために不要な経費がかかることから、不明水の削減に取り組む必要があります。</p> <p>4-6 適切な下水道使用料の設定と維持管理費の削減</p> <p>全国的な傾向と同様に、本市においても人口減少が予測されることから、下水道使用料収入は減少が予想されます。使用料単価は、公共下水道事業を除き全国と同程度もしくは低くなっています。一方、汚水処理原価は全国平均や<u>類型平均</u>よりも高くなっており、収支の均衡がとれていない状態です。</p> <p>処理施設の包括的民間委託の導入の検討など、更なる維持管理費の削減を進めるとともに、下水道使用料の適正化を図り、国で示す繰出基準に基づかない、いわゆる基準外繰出金の一般会計繰出金に頼ることなく、独立採算経営ができるよう収益と費用のバランスを改善する必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不明水と有収率の関係がわかりにくいことから、有収率の説明と不明水の割合を記載 ・文言の修正
<p>29</p>	<p>5-2 数値目標と取組の概要</p> <p>公営企業は「独立採算が原則」であり、適正な使用料収入の確保と、効率的な事業運営を行います。</p> <p>今後の維持管理費の低減に向けた取り組みと合わせ、将来的な基準外繰入の解消及び資産維持費の確保を実現するための第一段階として、令和3年度決算における汚水処理費のうち維持管理費に対する経費回収率 80.6%から、令和7年度までに「汚水処理費のうち維持管理費に対する経費回収率 100%」を数値目標とし、その後も100%を維持することを基本としていけるよう、適切な下水道使用料水準による経営を目指します。</p> <p>また、総人口に対する処理区域内人口の割合である汚水処理人口普及率は、令和3年度末で 84.5%であり、登米市下水道基本構想に掲げている令和17年度「汚水処理人口普及率 91.6%」に向け、令和14年度「汚水処理人口普及率 89.7%」を目指し、管渠や合併処理浄化</p>	<p>5-2 数値目標と取組の概要</p> <p>公営企業は「独立採算が原則」であり、適正な使用料収入の確保と、効率的な事業運営を行います。</p> <p>今後の維持管理費の低減に向けた取り組みと合わせ、将来的な基準外繰入の解消及び資産維持費の確保を実現するための第一段階として、令和3年度決算における汚水処理費のうち維持管理費に対する経費回収率 80.6%から、令和7年度までに「汚水処理費のうち維持管理費に対する経費回収率 100%」を数値目標とし、その後も100%を維持することを基本としていけるよう、適切な下水道使用料水準による経営を目指します。</p> <p>また、総人口に対する処理区域内人口の割合である汚水処理人口普及率は、令和3年度末で 84.5%であり、登米市下水道基本構想に掲げている令和17年度「汚水処理人口普及率 91.6%」に向け、令和14年度「汚水処理人口普及率 89.7%」を目指し管渠や合併処理浄化</p>	

	<p>化槽整備を<u>進めます</u>。 上記数値目標を達成するため、以下の取組を行います。</p>	<p>槽整備を<u>進めているところ</u>です。管渠整備が完了した地域においては、速やかに下水道へ接続するよう周知を行います。加えて、すでに整備が完了している地域においては、水洗化率が低い処理区もあることから、下水道への接続について積極的に周知・啓発活動を行います。</p> <p>上記数値目標を達成するため、以下の取組を行います。</p>	<p>・汚水処理人口普及率の目標数値に続いて水洗化率向上について記載されており、わかりにくくなっていること、また、水洗化率の向上については直下の 5-2-1 に記載していることから削除し、目標を明確化</p>				
29	<p>(2)不明水の削減 管渠の接合部分などから流入する不明水は、令和3年度で1,133,502 m³であり、処理水量の約19%を占めています。管渠については、調査・点検を行い、地下水などの流入箇所を特定するとともに、適切な対策を講じます。また、今後耐用年数の経過を迎えることから令和5年度から更新に係る設計を行い、計画的な更新を実施し、不明水の削減に努めます。</p>	<p>(2)不明水の削減 管渠の接合部分などから流入する不明水は、令和3年度で1,133,502 m³であり、処理水量の約19%を占めています。管渠については、調査・点検を行い、地下水などの流入箇所を特定するとともに、適切な対策を講じます。また、今後耐用年数<u> </u>を迎えることから令和5年度から更新に係る設計を行い、計画的な更新を実施し、不明水の削減に努めます。</p>	<p>・文言修正</p>				
30	<p>(3)民間活力の導入 <u>委託業者が長期的な視野で維持管理業務が行えるよう、これまで単年度契約としていた公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業の処理施設等29施設の維持管理業務委託を、令和4年度から3年契約としました。現行の契約の状況を踏まえ、民間事業者が創意工夫やノウハウを活用し、より効率的・効果的に運営できるよう、複数の処理施設や業務を包括的に委託する包括的民間委託について、早期の導入を目指しより具体的な検討を行います。</u></p>	<p>(3)民間活力の導入 <u>令和4年度から、処理施設の維持管理業務委託を複数年契約としました。民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の処理施設や業務を包括的に委託する包括的民間委託について、令和7年度導入を目標に検討を行います。</u></p>	<p>・令和4年度からの複数年契約の内容を追記し、包括的民間委託の早期導入を目標とし具体的に検討を行うことに修正</p>				
40	<p>7-3 投資以外の経費についての検討</p> <table border="1" data-bbox="212 1008 943 1248"> <tr> <td>民間活力の活用に関する事項</td> <td><u>これまで単年度で契約していた処理施設の維持管理業務委託を、令和4年度から3年契約としており、今後は包括的民間委託について早期の導入を目指し検討を行います。</u>また、排水設備等工事事業者の申請受付等についても、民間委託を検討します。</td> </tr> </table>	民間活力の活用に関する事項	<u>これまで単年度で契約していた処理施設の維持管理業務委託を、令和4年度から3年契約としており、今後は包括的民間委託について早期の導入を目指し検討を行います。</u> また、排水設備等工事事業者の申請受付等についても、民間委託を検討します。	<p>7-3 投資以外の経費についての検討</p> <table border="1" data-bbox="990 1008 1720 1216"> <tr> <td>民間活力の活用に関する事項</td> <td><u>令和4年度から、処理施設の維持管理業務委託を複数年契約としており、包括的民間委託について令和7年度導入を目標に検討を行います。</u>また、排水設備等工事事業者の申請受付等についても、民間委託を検討します。</td> </tr> </table>	民間活力の活用に関する事項	<u>令和4年度から、処理施設の維持管理業務委託を複数年契約としており、包括的民間委託について令和7年度導入を目標に検討を行います。</u> また、排水設備等工事事業者の申請受付等についても、民間委託を検討します。	<p>・30ページの修正に合わせ修正</p>
民間活力の活用に関する事項	<u>これまで単年度で契約していた処理施設の維持管理業務委託を、令和4年度から3年契約としており、今後は包括的民間委託について早期の導入を目指し検討を行います。</u> また、排水設備等工事事業者の申請受付等についても、民間委託を検討します。						
民間活力の活用に関する事項	<u>令和4年度から、処理施設の維持管理業務委託を複数年契約としており、包括的民間委託について令和7年度導入を目標に検討を行います。</u> また、排水設備等工事事業者の申請受付等についても、民間委託を検討します。						
42 ~	<p>9-1 用語説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「あいうえお」順に並び替え ・「資本費」の追加 						